

住之江区マスコットキャラクター使用取扱要領

制定 令和 3年 4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、住之江区が定めた住之江区マスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める

(定義)

第2条 この要領において「マスコット」とは、次に挙げるものをいう。

住之江区役所（以下「区役所」という。）が管理するマスコットキャラクターの着ぐるみで、その愛称は、「さざぴー」とする。

(使用できる者)

第3条 マスコットを使用できる者は次のとおりとする。

- (1) 区役所
- (2) 住之江区政に協力する団体
- (3) その他住之江区長（以下「区長」という。）が住之江区のイメージアップを図る上で適当と認める団体

(使用承認の申請)

第4条 マスコットを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ住之江区マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）により区長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、区役所が使用する場合はこの限りでない。

2 前項の申請は、使用開始日の2ヶ月前から受け付ける。ただし、区役所が使用する場合はこの限りでない。

(使用承認)

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

- (1) 営業活動や収益事業の目的のために利用されるとき、または特定の商品や物品等の販売、頒布、特定のサービスの利用促進を図るために利用されるおそれがあるとき。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動または思想活動あるいは宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人または団体等の壳名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 住之江区およびマスコットのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほかマスコットの利用を不適当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定に基づき使用承認をした場合においては、住之江区マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知し、使用承認しなかった場合においては、その理由を明記した書面により申請者に通知する。

3 区長は、使用承認にあたって、使用方法・搬送・返却等に条件を加えることができる。

(貸出等)

第6条 使用承認を受けた者は、原則として、区役所に来庁して借り受ける。

2 マスコットの貸出を受けた者は、原則として、区役所に来庁して職員の点検を受けた上で返却する。

3 貸出期間は、搬出、返却日を含め5日以内とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 マスコットを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住之江区のマスコットキャラクターであることを明示すること。
- (2) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 承認された用途にのみ使用し、区長の定める条件に従うこと。
- (4) 承認された用途にあたっては、丁寧に扱うこととし、使用中に破損等があれば、直ちに区役所に連絡の上、速やかに申請者の責任と負担により修理を行うこと。また、汚損の場合は、直ちに区役所に連絡の上、速やかに申請者の責任と負担によりクリーニングを行うこと。
- (5) 承認を受けた者は、これを第三者に転貸してはならない。
- (6) 搬送手段ならびに着用者は申請者が用意すること。

(使用状況の報告)

第8条 マスコットを使用した者は、使用状況について、速やかにポスター、ちらし、写真等を用いての使用実績を区長に提出しなければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 区長は、マスコットの使用がこの要領及び承認の内容に反すると認めるときのほか、やむを得ない事情によりマスコットの使用ができなくなったときは、当該マスコットの使用承認を取消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した書面により通知する。

3 区役所は、承認を取り消されたことにより生じた損失については、一切の責を負わない。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に提出された住之江区マスコットキャラクター(着ぐるみ)使用承認申請書、住之江区マスコットキャラクター(エアー着ぐるみ)使用承認申請書については、改正後の住之江区マスコットキャラクター使用取扱要領に関わらず、なお従前の例による。

(様式第1号)

住之江区マスコットキャラクター使用承認申請書

住之江区長 様

年 月 日

申請者 住所

団体名

代表者氏名

住之江区マスコットキャラクターを次のとおり使用したいので、申請します。

なお、申請にあたり、定められた使用上の事項を遵守します。

また、キャラクター使用において発生した損失について、住之江区役所に補償等の要求はしません。

着ぐるみタイプ	着ぐるみタイプ ・ エアータイプ (どちらかを○)
使 用 目 的 (事 業)	
使 用 用 途 (形 態)	
借 受 年 月 日	年 月 日
返 却 年 月 日	年 月 日
使用する場所等	
搬送方法 ・いつ ・どこからどこへ ・誰が ・何を使って 等	搬 出: 搬 入:
着 用 者	1. 主催団体スタッフ 2. アルバイト 3. その他(

使用上の遵守事項

- (1) 住之江区のマスコットキャラクターであることを明示すること。
- (2) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (4) 着ぐるみの使用にあたっては、丁寧に扱うこととし、使用中に破損等があれば、速やかに連絡のうえ、申請者の責任と負担により修理を行うこと。また、汚損の場合は、申請者の責任と負担によりクリーニングを行うこと。
- (5) 承認を受けた者は、これを第三者に転貸してはならない。
- (6) 搬送手段ならびに着用者は申請者が用意すること。

使用上の注意事項

- (1) 着脱の際は、関係者以外の目に触れないよう注意すること。
- (2) 活動中は着ぐるみ内部が高温になるため、できるだけ軽装になること。
- (3) 雨天時は原則として屋外での使用は控えること。
使用中に雨天となった場合は、使用後にきれいなタオルで水気を拭き取り、十分に乾燥させること。
- (4) 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として誘導係をつけること。また、子ども等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向いたり、急に走り出すのは避け、転倒などにも十分注意すること。
- (5) 当日の会場の、天候、気温、または体調等を考慮し、水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。長時間のイベントでは適宜休憩をとり、特に気温の高い時は、短い時間で早めに交代するなどして無理のない着用すること。
(着用1回あたり10分程度が目安)
- (6) 使用後は、風通しの良い場所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。必要に応じて消臭スプレー等で消臭すること。

動作に関する注意事項

着ぐるみは言うまでもなく、中に人間が入っていることをなるべく悟られないように、それ自体が生き物であるかのように振る舞うことが大切です。

- (1) 常にちよこまかと動き回る(静止するのはNG)
- (2) 小股でちよこちよこ歩く。
- (3) 体を色々な方向へ向けて、人を見つけたら片手や両手で手を振る。
- (4) 人が近づいてきたら、握手や抱き合うなどしてコミュニケーションをとる。
- (5) イエス・ノーは体の動きで表現する。
- (6) 声を出さないこと。ジェスチャー以外で何かメッセージを伝える必要がある場合は、介添え人等がさざぴーから耳打ちされる形で代弁してあげること。

(様式第2号)

住之江区マスコットキャラクター使用承認書

様

年 月 日

住之江区長

年 月 日 付けで、申請のありましたマスコットキャラクターの
使用について、下記により使用を承認します。

記

1 借受年月日 年 月 日

2 返却年月日 年 月 日

3 使用目的 ○○○○のため

使用上の遵守事項

- (1) 住之江区のマスコットキャラクターであることを明示すること。
- (2) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (4) 着ぐるみの使用にあたっては、丁寧に扱うこととし、使用中に破損等があれば、速やかに連絡のうえ、申請者の責任と負担により修理を行うこと。また、汚損の場合は、申請者の責任と負担によりクリーニングを行うこと。
- (5) 承認を受けた者は、これを第三者に転貸してはならない。
- (6) 搬送手段ならびに着用者は申請者が用意すること。

使用上の注意事項

- (1) 着脱の際は、関係者以外の目に触れないよう注意すること。
- (2) 活動中は着ぐるみ内部が高温になるため、できるだけ軽装になること。
- (3) 雨天時は原則として屋外での使用は控えること。
使用中に雨天となった場合は、使用後にきれいなタオルで水気を拭き取り、十分に乾燥させること。
- (4) 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として誘導係をつけること。また、子ども等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向いたり、急に走り出すのは避け、転倒などにも十分注意すること。
- (5) 当日の会場の、天候、気温、または体調等を考慮し、水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。長時間のイベントでは適宜休憩をとり、特に気温の高い時は、短い時間で早めに交代するなどして無理のない着用すること。
(着用1回あたり10分程度が目安)
- (6) 使用後は、風通しの良い場所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。必要に応じて消臭スプレー等で消臭すること。

動作に関する注意事項

着ぐるみは言うまでもなく、中に入っていることをなるべく悟られないように、それ自体が生き物であるかのように振る舞うことが大切です。

- (1) 常にちよこまかと動き回る(静止するのはNG)
- (2) 小股でちよこちよこ歩く。
- (3) がに股にならない。
- (4) 体を色々な方向へ向けて、人を見つけたら片手や両手で手を振る。
- (5) 人が近づいてきたら、握手や抱き合うなどしてコミュニケーションをとる。
- (6) イエス・ノーは体の動きで表現する。
- (7) 声を出さないこと。ジェスチャー以外で何かメッセージを伝える必要がある場合は、介添え人等がさざぴーから耳打ちされる形で代弁してあげること。